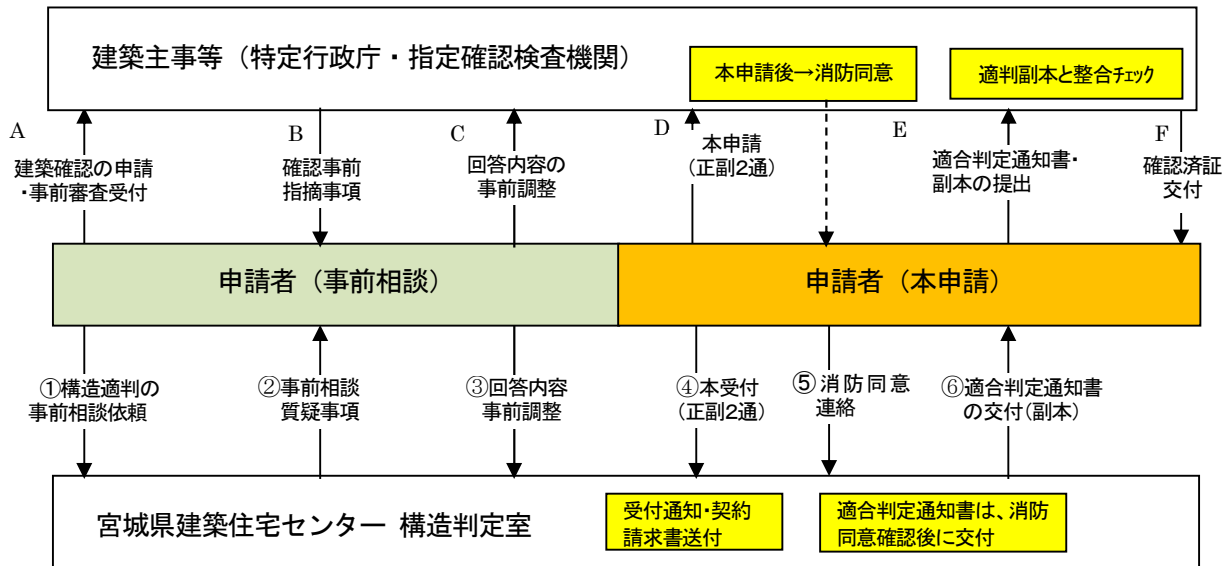


構造計算適合性判定業務フロー

構造計算適合性判定申請は、平成 27 年 6 月より、申請者様が構造計算適合性判定機関等へ直接申請を行う事になりました。事前相談から本申請に係る業務の流れをご説明します

図-1 標準的なフロー



全体の流れ

① 構造適判の事前相談について

事前相談の申請図書の提出は、みやすまオンラインを利用して電子データ又は紙面で受付けています。

事前相談の申請図書を受領後、申請図書の審査を行います。

※ 必要な申請図書類は、業務フロー・手続きの必要書類をご覧ください。

② 事前相談 質疑事項について

事前相談において、構造計算が適切に行われているかどうかを判断できない場合は、適合するかどうかを決定することができない理由を記載した質疑書を申請者様へ「みやすまオンライン」又は電子メールで送付します。

③ 回答内容 事前調整について

質疑書に対する質疑回答書の提出をお願いします。建築主事等の質疑回答書も併せて提出してください。質疑回答書は、「みやすまオンライン」、電子メール及び紙面で受け取ります。

④ 本受付（正副2通）について

③が完了した時点で、質疑回答及び補正を反映した申請図書（正副2通）を提出してください。本受付をもって契約成立となり、判定手数料の請求書を指定先に郵送します。（詳しくは、構造計算適合性判定業務約款をご覧ください。）

D 本申請（正副2通）について

指定確認検査機関では、本申請後、消防同意が必要な建築物は、建設地の管轄消防署へ申請図書を送付します。

⑤ 消防同意の連絡について

消防署の審査によって、意匠図等に変更が生じた場合は、適判機関の申請図書についても補正手続きをお願いします。

※ 構造計算適合性判定機関は、申請受付後14日以内に、適合判定通知書を交付することが法で定められています。申請図書に不備がある場合、14日以内に消防同意が得られない場合は、「適合しているかどうかを判断できない旨の通知書」を交付します。

⑤ 適合判定通知書の交付について

当センターでは、申請図書の不備が補正されて、消防同意が得られた場合、又は得られることが確実なことを確認後、適合判定通知書を交付し副本を1通お渡しします。

※ 判定手数料の支払いが確認できない場合、適合判定通知書の交付ができません。判定手数料の支払いが遅れる可能性がある場合は、連絡をお願いします。

E 適合判定通知書・副本の提出について

当センターが交付した適合判定通知書の写しが、副本に添付してあります。副本を指定確認検査機関へ提出してください。指定確認検査機関では、構造適判機関からの副本と確認申請図書の整合を確認し、問題が無ければ確認済証が交付されます。適合判定通知書の原本は、設計図書と一緒に大切に保管して下さい。

次ページに申請書類の流れを記載します。

申請書類の流れの例

